

捜査手続その2

——捜査の遂行①

東京高等検察庁検事・東京大学教授

唐木智規

KARAKI Tomonori

最高検察庁事務取扱検事・東京大学非常勤講師

煙山 明

KEMURIYAMA Akira

Case

前回までの事例については本誌ウェブサポートからご覧いただけます。右QRコードからアクセスしてください。



【事件送致がなされた11月20日の桐山検事の行動】

1 Y地方検察庁に勤務する桐山検事は、11月20日、被疑者○山×男に対する強盗致傷事件の配点を受け、送致記録の検討、被疑者に対する弁解録取手続を終え、裁判官に対して勾留請求及び接見等禁止請求を行い、同日夕方、勾留状及び接見等禁止決定の発付を受けたことから、これらの執行指揮を行いました（以上前号）。

桐山検事は、手元に戻ってきた送致記録を読み返しなが、今後、どのようにして捜査を進めていくかを考えていました。勾留状が発付されたことにより、被疑者の身柄は、勾留請求をした日（11月20日）から10日間、つまり、11月29日（火）まで勾留できますが（法208条1項）、これを前提として、いつまでに、どのような捜査を、どのような方法で実施していくのでしょうか。以下では、桐山検事の思考過程を見ていきたいと思います。

2 まず、桐山検事は、本件における主要な問題点は何かということを検討しました。

被疑者は、弁解録取手続において、「アキラと一緒に本件カーナビを万引きしたことは間違いない。

しかし、私を殴ろうとする警備員の腕をつかんだだけで、その体にしがみついたりしていない。急に警備員が倒れたので、本件カーナビを拾い、近くにいたアキラと一緒に走って逃げた。アキラが警備員に何をしたかは分からない。私は警備員に暴力を振るっていないし、万引きする前にアキラと誰かに暴力を振るおうという話をしたことなかった」などと弁解しており、裁判官の勾留質問においても同様の弁解をしていました¹⁾。そこで、桐山検事は、この弁解内容を次のように整理しました。

○本件カーナビの窃盗等について

被疑者は、「アキラと一緒に本件カーナビを万引きしたことは間違いない」などと供述しており、アキラという共犯者と共に、本件カーナビの万引き（窃盗）をしたことは一応認めている²⁾。しかしながら、アキラとの間で、いつ、どのような内容の共謀をしたのかは全く不明であるし、そもそも、アキラという人物が何者であるかや、アキラと被疑者との関係もまた不明である。

○警備員Vに対する暴行について

・被疑者は、「私のことを殴ろうとする警備員の腕をつかんだだけ」、「アキラが警備員に何をしたかは分からない」などと弁解しており、送致書の犯罪事実記載の暴行（被疑者が警備員Vの腰にしがみつ き、共犯者が背後

から何らかの凶器を押し当てて感電させる)を否認している。

- ・また、被疑者は、「万引きする前にアキラと誰かに暴力を振るおうという話をしたことはない」などと弁解しており、暴行(強盗)に関する共謀も否認している。

その上で、送致記録に綴られた証拠を確認すると、「3週間位前に SNS で知り合ったアキラに誘われて、カーナビを万引きした。アキラは見張り役をしていた。盗んだカーナビはリサイクルショップで売って金にするつもりだった」などの供述が録取された被疑者の警察官面前調書(証拠⑭)は存在するものの、アキラなる人物の人定事項はもとより、同人との共謀状況を明らかにする証拠は見当たりませんでした。

このようなことから、桐山検事は、本件においては、共犯者であるアキラなる人物の人定事項やその所在等を特定し、同人の取調べを行うなどして共謀状況等を明らかにすることが、事案の真相解明という観点からは必要不可欠であると判断しました。そこで、桐山検事は、被疑者が「アキラとは3週間前に SNS で知り合った」旨供述しているところ、その供述の真偽を確認する上では、被疑者の交友関係やアキラなる人物との関係や連絡手段など、手がかりとなる情報が残っている可能性が高いことから、警察に対し、逮捕時に押収していた被疑者のスマートフォン(以下「本件スマホ」という)の解析を指示することとしました。さらに、被疑者方には、スマートフォンやパソコン等のデジタル機器のほか、被疑者と共犯者らとの交友関係、本件犯行の計画を示すメモ等の証拠が存在する可能性があることなどから、桐山検事は、被疑者方の捜索・差押えを行うよう指揮することが必要であると判断しました。

3 次に、桐山検事は、警備員 V に対する暴行について検討を進めました。

被疑者は、警備員 V に対する暴行を否認していましたが、送致記録には、暴行状況に関して、

警備員 V の警察官面前の供述録取書(証拠⑦)と目撃者 W の警察官面前の供述録取書(証拠⑩)が綴られていました。桐山検事は、この2通の供述録取書の内容が互いによく整合し、かつ、警備員 V の後頸部に全治2週間を要する頸部電撃傷が認められる(証拠⑧・⑨)など客観証拠にも合致していたこと、警備員 V 及び目撃者 W の間には面識等はなく、両名が互いに相通じて虚偽供述をする動機もうかがわれないことなどから、両名の供述の信用性は高いのではないかと考えました。

他方で、両名の供述が犯行状況という重要事項に関するものであることや、被疑者が警備員 V への暴行を否認していることから、警備員 V 及び目撃者 W の証人尋問が行われることとなる可能性が極めて高いと考え、桐山検事は、警備員 V 及び目撃者 W のそれぞれの目撃した状況・視認条件等をより明確にし、その信用性を吟味するために、両名を自ら取り調べることを決め、日程調整等を行うこととしました³⁾。

また、桐山検事は、両名の取調べを行う前提として、警察に対し、警備員 V については被疑者らの犯行を現認した状況や暴行を受けた被害状況等に関する再現見分の実施を、目撃者 W については目撃した位置やその状況に関する再現見分の実施をそれぞれ指揮するとともに、犯行現場の状況を自らの目で確認するために被害店舗に赴くこととしました⁴⁾。

4 さらに、桐山検事は、犯行結果に関し、警備員 V の受傷状況や処罰感情等については同人の取調べの際に確認しようと考えました。他方で、被害品である本件カーナビが被害店舗に還付されているかどうかや、仮に還付されていたとしても商品として販売可能であるのか(財産的損害の有無や程度)という点が不明であったことから、警察に確認するよう指揮しようとして判断しました。さらに、桐山検事は、犯行に至る経緯や計画性(共謀内容)、犯行動機の解明については、本件スマホの解析や共犯者とされるアキラ及び被疑者の取

調べによるところが大きいと考えました⁵⁾が、その前提として、被疑者の生活状況（普段の就労・交友状況、収入や借金の有無等）、被疑者と同じY市に居住する母親との関係等を明らかにするよう警察に指揮すべきと判断しました。

また、桐山検事は、被疑者の前科に関する判決書や確定記録等を借り出して、自らその内容を確認すべきであると判断しました。特に、本件においては、被疑者の前科はいずれも窃盗であり、本件犯行（事後強盗）との類似性があることから、犯行動機や手口等の点で参考になる点があるのではないかと思われました⁶⁾。そこで、桐山検事は、立会事務官に対し、被疑者の前科調書及び証拠^⑤に記載された2つの前科（平成26年9月に検挙された窃盗及び平成27年3月に検挙された窃盗）に関する判決謄本の入手や確定記録等の借り出しをするよう指示をしました。

5 さらに、桐山検事は、本件の事案の真相を最もよく知る被疑者についても、警察だけでなく自

らも取調べを行うべきと判断し、同様の観点から、今後、共犯者であるアキラなる人物が逮捕された際には、自らも取調べを行う必要があると判断しました。

6 以上の検討を行った桐山検事は、本件の送致を受けた11月20日中に、Z警察署に電話をかけ、担当警察官に対し、警察の捜査方針を確認しつつ、①本件の勾留期間（11月29日が勾留満期⁷⁾であること、その後10日間の勾留期間の延長が認められる可能性があること）、②本件の問題点や、必要な補充捜査事項及びその期限等といった検討結果を伝えて認識を共有した上で、「本件は、共犯者が逃亡中であり、しかも、被疑者も否認をしていますが、被害者の方のためにも全力で真相解明に当たりましょう。また、捜査中に気付いたことや問題点等があれば、前広に教えてください」などと伝え、担当警察官も「分かりました。検事さん、一緒に頑張りましょう」などと応じました。

【前刑記録を確認して判明した事実——次号への予告】

1 桐山検事は、翌11月21日、手元に届いた前科調書及び2件の前科に関する判決書謄本や確定記録の内容を確認しました。なお、前科に関する判決書謄本等とは異なり、平成24年の窃盗の前歴に関する不起訴記録は、保存期間満了により廃棄されていたため、確認ができませんでした¹⁷⁾。

2 前科調書を確認すると、被疑者には、犯罪歴照会結果報告書(証拠^⑮)に記載されていたのと同様に、平成26年9月に検挙された窃盗(懲役10月・3年間執行猶予。以下「前科①」といいます)と、平成27年3月に検挙された窃盗(懲役1年。以下「前科②」といいます)の前科2犯があること、前科②に関する有罪判決確定後に前科①に関する執行猶予が取り消されていること、平成28年12月に仮釈放され、平成29年2月に刑の執行が終了していることが判明しました。

そして、仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中保護観察に付される(更生40条)ことから、桐山検事は、前刑後の被疑者の生活状況を把握する一助とするために、保護観察所に対して被疑者の保護観察状況に関する捜査関係事項照会(法197条2項)を行いました。

3 また、桐山検事が前科②に関する判決書謄本及び確定記録等の検討を行ったところ、以下の事実が判明しました¹⁸⁾。

- ・前科②は、2件の窃盗事件(A事件、B事件)から構成されていたところ、A事件の犯行現場は、本件の犯行現場(ホームセンターα河原町店)と同一であった。

- ・A事件は、被疑者が、甲という人物と共謀の上で敢行した共犯事件であるところ、両名の役割分担は、被疑者が窃盗(万引き)の実行行為を行い、共犯者甲が見張りをするというものであった。

- ・被疑者及び甲は、A事件を敢行するに当たり、あらかじめスタンガンを用意しており、もし、実行犯である被疑者が警備員等に取り押さえられるなどした場合には、見張り役の甲がスタンガンを使って警備員等に攻撃を加え、ひるんだ隙にその場から逃走するという計画を立てていた(被疑者及び甲のいずれもがその旨を供述し、裁判所も判決においてこのような事実を認定)。

- ・もっとも、被疑者が、警備員等に見つかることなく窃盗(万引き)の犯行を完遂し被害店舗から逃走していたことから、A事件については、強盗罪ではなく窃盗罪で公判請求され、同罪で有罪判決が宣告されていた(控訴なく第一審で確定)。
- ・被疑者は、A事件によって窃取したカーナビをリサイクルショップで約2万円で売却していた。

- ・前記スタンガンは、被疑者及び甲が、A事件の犯行の数日前に、ホームセンターα河原町店の近くにある「ミリタリーショップβ」で購入していた(被疑者及び甲のいずれもがその旨を供述し、ミリタリーショップβの店長からこれを裏付ける供述等が得られていた)。

4 桐山検事は、A事件と本件との間に、犯行現場及び犯行の手口の点で強い類似性が認められたことから、A事件で現行犯人逮捕されずに商品を窃取できたことに味を占めた被疑者が、言わば二匹目のどじょうを狙って、本件犯行を敢行した可能性があるのではないかと考えました。

そこで、桐山検事は、前科②に関する確定記録等を検討した結果を立会事務官に伝えた上で、少し興奮気味に、「もしかしたら、今回の事件の共犯者アキラは、前回の共犯者の甲かもしれないね。甲の名前には、水晶の『晶』の文字が含まれているんだけど、この字は『アキラ』とも読むよね? 早速、共犯者甲の人名事項や前科関係等を調べてみて

らえませんか」などと言いました。

しばらくすると、立会事務官は、桐山検事に対し、「あの、先ほどの共犯者甲の件ですが」と切り出しました。桐山検事が、「もう何か分かりましたか？ どうでしたか？」と上機嫌で尋ねると、立会事務官は、やや声を落として、申し訳なさそうに、「その、共犯者甲なんですけど、現在服役中です。甲は、A事件以外にも複数の同種犯行を敢行していたようで、A事件を含め合計で10件の窃盗のほか、1件の強盗致傷事件で起訴されていて、平成30年5月に懲役10年の実刑判決を受けています。判決は一番で確定していますので、甲は、現在、服役中のはずです」と伝えました。

これを聞いた桐山検事は、「そう、ですよ。そんなにうまくはいかないですよ。でも、A事件と本件との類似性が見つかったことは大きな収穫ですよ。ミリタリーショップβも今回の事件に関係あるかもしれないし…」などと、立会事務官への返答とも自身への励ましともとれるような独り言をブツブツと言っていました。

5 そうしたところ、今度は、桐山検事の卓上の電話が鳴りました。桐山検事が電話に出ると、相手は本件を担当するZ警察署の担当警察官でした。警察官は、「検事、被疑者から押収したスマホ（注：本件スマホのこと）の解析を行っているのですが、なかなか興味深いデータが見つかりました。これから、検察庁にお持ちして、検事にも是非見てもらいたいのですが、今日、少しお時間はありますか」と、少し前の桐山検事と同様に、やや興奮した様子で伝えてきました。

桐山検事は、「いや、実は、私も、前刑記録を確認していたら…」という言葉を読み込んで、「いいですよ。ただ、これから別件の弁解録取手続が入っているんで、今日の夕方4時くらいでどうですか。ちなみに、どんな内容ですか」と尋ねました。すると、警察官は、「分かりました。それでは夕方4時に伺いますね。内容は後ほど。でも、きっと検事も驚く内容ですよ」と言って電話を切りました。

桐山検事は、「押収していたスマホから、結構すごいデータが見つかったみたいだよ。どんな内容が早く知りたいですね」と立会事務官に伝えた上で、「それでは、今日の新件の被疑者を呼んでください」などと言って、別件の弁解録取手続に入りました。